

## 船舶事故調査報告書

平成24年6月28日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年6月11日 01時30分ごろ～03時00分ごろの間）
発生場所	不明（明石海峡東部、兵庫県神戸市所在の播磨垂水港南防波堤西灯台から真方位170° 1,600m付近～同灯台から真方位214° 900m付近の間）
事故調査の経過	平成23年6月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長Aからの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 <sup>あかし</sup> 明石丸、4.9トン HG3-26698（漁船登録番号）、個人所有 11.70m (Lr) × 3.08m × 0.99m、FRP ディーゼル機関、48kW（動力漁船登録票による）、平成9年4月12日
乗組員等に関する情報	船長A 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月28日 免許証交付日 平成18年8月17日 （平成23年11月24日まで有効） 甲板員A 男性 24歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成18年9月7日 免許証交付日 平成18年9月7日 （平成23年9月6日まで有効）
死傷者等	死亡 2人（船長A及び甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、平成23年6月10日21時ごろ、兵庫県明石市明石港から僚船2隻（以下「B船」及び「C船」という。）と共に出港し、明石海峡東部で底びき網漁の操業を行っていた。 B船の船長（以下「船長B」という。）は、翌11日01時30分ごろ、播磨垂水港南防波堤西灯台（以下「西灯台」という。）から170°（真方位、以下同じ。）1,600m付近でA船がえい網中に北進を始めたように見えたのでおかしいと感じたが、操業中に網の修理などを行うことがあるので、何か作業をしているものと思った。 船長Bは、02時30分ごろ、風が強くなってきたので操業を止めて帰港することにし、A船を確認したところ、A船が西灯台から214° 90

	<p>0m付近で漂泊していたので、網の修理には時間が掛かり過ぎると不審に思い、また、C船の船長（以下「船長C」という。）も、不審に思ってA船を無線で呼び出したが応答がなかったので、B船及びC船が、03時00分ごろ、船首を北西方に向けて停止した状態のA船に接舷した。</p> <p>B船の甲板員Bは、A船に移乗して船内を確認したところ、船長A及び甲板員Aがいないことに気付き、その後、船長Cが、A船に移乗し、機関が低速回転中でクラッチが前進位置にあり、底びき網のリールウインチ（油圧機器）の赤ランプが点灯して同ウインチが作動状態となっており、A船の底びき網が海底に引っ掛かっていることを確認した。</p> <p>船長Cは、所属漁業協同組合に本事故の発生を連絡し、同組合が海上保安庁に118番通報を行った。</p> <p>海上保安庁、水上警察署及び水上消防署の船艇並びに近隣の各漁業協同組合所属船は、船長A及び甲板員Aの捜索を行ったが、発見することができなかった。</p> <p>船長Aは、6月21日淡路市岩屋港北西方沖の明石海峡で通航船によって、また、甲板員Aは、6月22日大阪湾で操業中の漁船によってそれぞれ遺体で発見され、死因は、いずれも溺死と検案された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 南、風速 約10m/s、視程 約2.5海里 神戸海洋気象台の瀬戸内海における海上警報の発表状況 6月10日05時40分から11日05時40分 海上風警報</p> <p>海象：波高 約1.5m 潮流（明石海峡） 東流最強時 10日21時28分 約2.6ノット（kn） 転流時 11日00時37分 西流最強時 03時39分 約2.9kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、水深の約3倍程度の長さの引き索（ワイヤー）を出して底びき網を東西方向にえい網する操業方法をとっていた。</p> <p>A船は、本事故当時、えい網中に風下に圧流されないよう、船尾部にある‘風上弦側のやぐらの基部と引き索とを直径約20mm及び長さ約8mのロープにより連結して船首を風上に向ける漁具’（以下「本件漁具」という。）を使用しており、本事故後に上架したところ、本件漁具がA船の推進器に絡んでいることが分かった。</p> <p>B船及びC船は、本事故発生当時、波高約1.5mの南からの波を受けて操業していたが、船体の動揺は大きくなかった。</p> <p>船長Aは、本事故当時、ジャージ上下に合羽及び長靴を着用し、甲板員Aは、ジャージ上下に合羽及び長靴を着用していた。</p> <p>本船には、救命胴衣が1着残されていた。</p> <p>船長B及び船長Cは、本事故当時、船長A及び甲板員Aが救命胴衣を着用していないように感じた。</p> <p>A船は、本事故当時、GPSプロッターを作動させており、航跡が残されていた。</p> <p>（写真1 A船、写真2 推進器に絡まった本件漁具、写真3 GPSプロッターのA船の航跡（青線） 参照）</p>

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長A及び甲板員Aの死因は、溺死であった。</p> <p>A船は、11日01時30分ごろ明石海峡東部の西灯台から170° 1,600m付近においてA船がえい網中に北進を始めたところを目撃されたのち、03時00分ごろ西灯台から214° 900m付近においてA船が無人で発見されたことから、この間において船長A及び甲板員Aが落水した可能性があると考えられる。</p> <p>A船は、無人で発見された際に機関が低速回転中でクラッチが前進位置にあって底びき網が海底に引っ掛かっており、また、本事故後に上架したところ、えい網中に使用する本件漁具が推進器に絡まっていたことから、船長A及び甲板員Aが、えい網中に落水して溺水した可能性があると考えられるが、落水及び溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が明石海峡東部の漁場において底びき網漁のえい網中、船長A及び甲板員Aが落水したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	
参考	<p>A船の所属漁業協同組合では、本事故後、次の改善措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣の着用を呼び掛ける文書を作成し、所属組合員に配布するなどして周知徹底を図った。</li> </ul>	

写真1 A船

槽

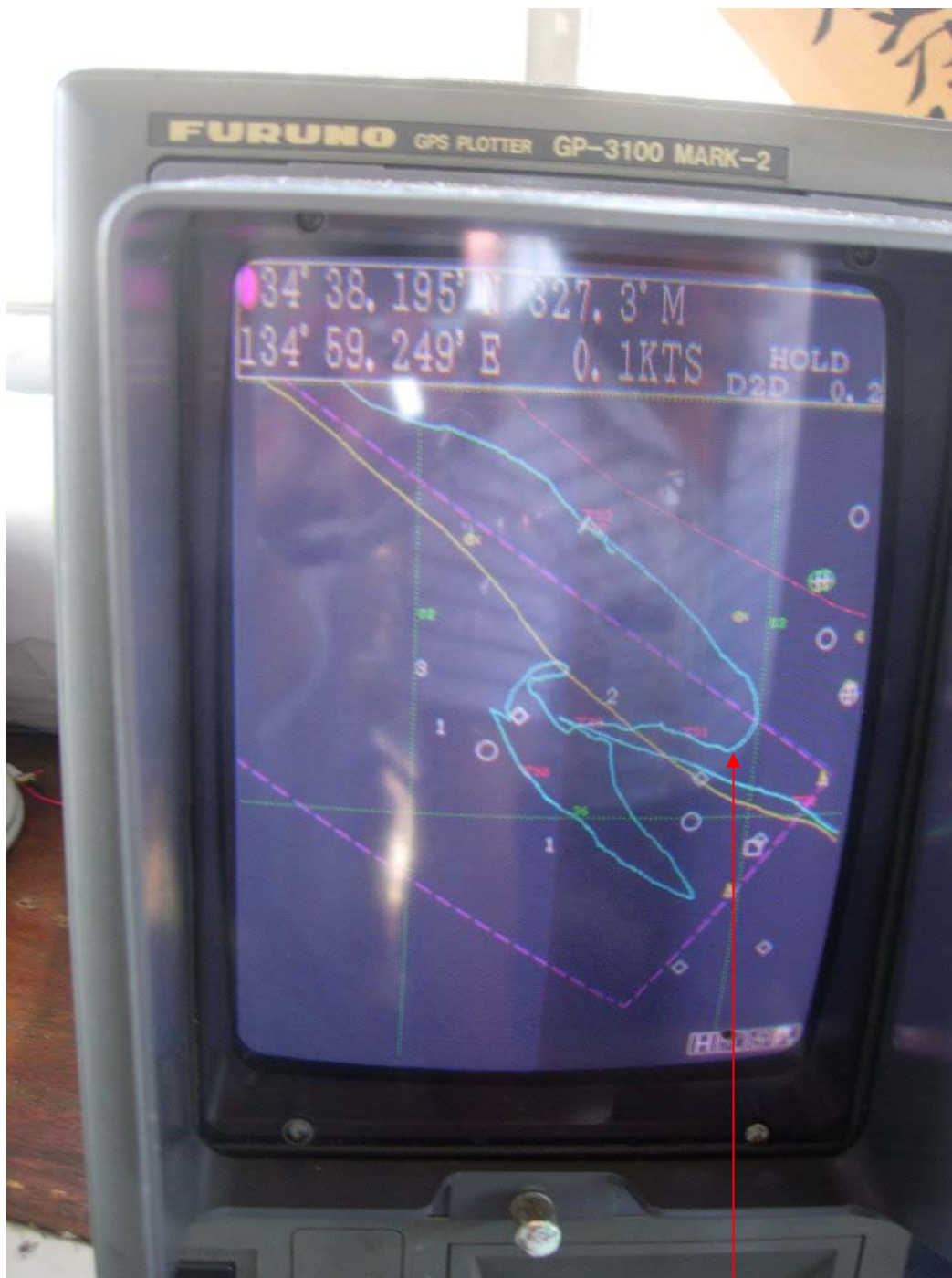


写真2 推進器に絡まった本件漁具

本件漁具



写真3 GPSプロッターのA船の航跡（青線）



本事故発生場所付近